

○白馬村開発行為の調整等に関する条例施行規則

令和4年9月30日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、白馬村開発行為の調整等に関する条例（令和4年白馬村条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第8条第1項の規定による協議は、開発行為事前協議申出書（様式第1号）を村長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申出書には、それぞれ次の表に掲げる図書又は書面を添付しなければならない。

様式	図書の種類	記載されるべき内容等
開発行為事前協議申出書	位置図	縮尺1／2,500程度、方位、施行区域の判断できるもの。
	求積図	縮尺、区域全体の求積表、宅地及び公共公益施設の求積表
	立面図	縮尺、計画建物の立面計画図（2方向）
	給排水設備計画図	縮尺、敷地内の給排水計画、雨水・汚水の流末経路の分かるもの。
	縦横断図	概ね10メートル程度の測点ごとの高さの関係、構造物等の構成が分かるもの。
	土地利用計画図	縮尺、公共公益施設、宅地等の配置、画地割、画地面積、予定建築物の用途及び道路の幅員
	公図の写し・土地登記簿謄本	直近1ヶ月以内に法務局において取得したもの。
	配置図	縮尺、建物配置を含んで土地利用の分かるもの。

	現況写真	カラー印刷のもの。撮影地点は位置図に図示すること。
	付近図	縮尺1／5,000程度で付近の状況が判断できるもの。
	土量計算書	土砂運搬経路を含む。
	住民説明会実施報告書	実施日時、参加者名簿、議事録等。

- 3 前項に規定する図書又は図面のほか、村長が必要と認める場合においては、参考となる図書又は書面を添付させることができる。

(協定)

第3条 条例第9条に規定する協定は、「開発協定」とする。

- 2 協定事項及び様式は、法令等に規定がある場合は、その規定に従い、その他の場合は、村長が定めるものとする。

(標識の設置等)

第4条 条例第10条第1項の標識は、開発行為計画標識(様式第2号)とする。

- 2 事業主は、前項の標識を条例第9条第1項に規定する協定を締結した日と都市計画法(昭和43年法律第100号 以下、「法」という。)第35条第1項に規定する許可等を受けた日のいずれか遅い日以降、速やかに条例第24条に定める検査に合格するまでの期間、設置しなければならない。

(立入証)

第5条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、立入証(様式第3号)とする。

(完了届)

第6条 条例第23条の規定による届出は、工事完了届(様式第4号)により行わなければならない。

- 2 村長は、前項の届出書に必要と認める図書又は書面を添付させることができる。

(検査結果通知書)

第7条 村長は、条例第24条第3項の規定による通知は、検査結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 前項に定める検査結果通知書は、検査結果が合格であり、かつ法第32条第2項の協議によって法第39条の規定により村の管理となり、法第40条の規定により村に帰属されるべき土地等がある場合に、各公共公益施設管理者が指示する移管等に必要な図書を村長に提出することをもってこれを交付するものとする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和8年2月27日規則第4号）

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

開発行為事前協議申出書

年 月 日

白馬村長 宛

住 所

事業主 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名〕

電 話

開発行為について事前協議をしたいので、白馬村開発行為の調整等に関する条例第8条第1項の規定により次のとおり申し出ます。

施行区域の地番	
施行区域の面積	m ²
予定建築物又は開発行為の目的・用途	
予定従業員数	
従業員の住居・送迎等計画	
従業員寮等計画概要(時期・場所・規模等)	
ごみ処理の計画	
駐車場計画	
風雪害対策	
施設等管理計画	
防災、安全施設の設置計画	
汚水処理計画	

計画工期	着手予定	年	月	日
	完了予定	年	月	日
法令等の許認可を要する場合の手続き予定				

代 理 者	住所
	氏名 (電 話)
設 計 者	住所
	氏名 (電 話)
施 工 者	住所
	氏名 (電 話)

※この事前協議の内容を含め、開発審議会での審議内容は原則として公開となります。

また、開発事業者が村との協定の内容を遵守せず、その改善に関する勧告又は命令に従わなかったときは、開発事業者の氏名又は名称、勧告又は命令の内容その他村長が必要と認める事項を公表することがあります。

※ 役場記入欄

添付図面・書類チェック欄

位置図	求積図	立面図	給排水設備計画図	縦横断面図	土地利用計画図
公園等	配置図	写 真	付近図	土量計算書	住民説明会実施報告書
その他					

様式第2号(第4条関係)

開発行為計画標識				
施行区域の地名 地番				
施行区域の面積				
予定建築物又は 開発行為等の目的				
事業主	住所 氏名			
施工者	住所 氏名	電話 ()		
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで		
連絡先	住所 氏名	電話 ()		

↑
80cm 以上
↓
↑
80cm 以上
↓

※開発行為が積雪期に係る場合、降雪により標識が埋没しないよう支柱の高さ及び筋交い等により対処すること。

様式第3号(第5条関係)

(表)

← 9.5センチメートル →	
写 真	第 号 立 入 証 所 属 氏 名 生年月日 年 月 日 上記の者は、白馬村開発行為の調整等に関する条例第22条の規定により立入調査を行う職員であることを証する 発 行 日 年 月 日 有効期限 年 月 日 白馬村長 印

6.0センチメートル

(裏)

白馬村開発行為の調整等に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

第 22 条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に施行区域又は建築物内に立ち入り、必要な事項を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第4号(第6条関係)

工 事 完 了 届

年 月 日

白馬村長 宛

住 所
事業主 氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名 〕
電 話

次の開発行為に関する工事が完了したので、白馬村開発行為の調整等に関する条例第23条の規定により届け出ます。

受 付 番 号	
施行区域の地名地番	
開 発 行 為 の 目 的	
面 積	m ²
条例第9条に定める 協 定 締 結 年 月 日	年 月 日
都市計画法第32条第 2項協議成立年月日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
代 理 者	住所 氏名 (電 話)

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

検 査 結 果 通 知 書

様

白馬村長

次の事業については白馬村開発行為の調整等に関する条例第24条に規定する ☐ 検 査
☐ 中間検査
の結果、同条に規定する事項に ☐ 適合した ☐ 不適合な ものであったことを通知します。

受 付 番 号	
施行区域の地名地番	
開 発 行 為 の 目 的	
面 積	m ²
条例第9条に定める 協 定 締 結 年 月 日	年 月 日
都市計画法第32条第 2項協議成立年月日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
不適合であった場合 の事由	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)